

長崎フロリデーション協会規約

第一章 総則

第1条 本会の名称は「長崎フロリデーション協会」と称する。以下「本会」と言う。

第2条 本会はむし歯予防の為に必要なフッ化物応用による種々の公衆衛生活動を行うことを目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成の為、次の事業を行う。

- 1) むし歯予防の為のフッ化物応用に対する正確な理解と評価を社会に普及する。
- 2) 園児、学童に対するフッ化物洗口法を推進する。
- 3) フロリデーション(上水道のフッ素濃度適正化)を地方自治体及び関係団体に要請する。

第4条 本会の事務局を次に置く。

〒852-8016 長崎市宝栄町14-8 ありた小児歯科医院内

TEL 095(862)8131

第二章 会員

第5条 本会の目的に賛同する会員により組織する。

第6条 会員とは個人会員、団体会員及び賛助会員を言う。

第7条 会員は所定の会費を納入しなければならない。

- 1) 会費の額並びに納入方法は総会で定める。
- 2) 会費は(一口以上を)6月末までに納めるものとする。
 - イ)個人会員 歯科医師 5000円
勤務医研修医 3000円
一般 3000円
 - ロ)団体会員 10000円
 - ハ)学生 無料
- 3)会費が2年間納められない場合は退会とする。

第8条 本会に相談役として顧問を置くことができる。

- 1) 顧問は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 2) 顧問は本会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 3) 顧問の任期は委嘱した会長の在任期間とする。

第三章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長(1名)
- 2) 副会長(若干名)
- 3) 理事(若干名)
- 4) 監事(2名)

第10条 会長及び監事は選挙により選出する。ただし総会の議決により別途の方法によることができる。

第11条 副会長及び理事の選出は総会の議決を経て会長に一任することができる。

第12条 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 1) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 2) 理事は会務を分掌し、会長、副会長共に事故ある時又は欠けた時はその職務を代行する。

第13条 役員の仕事は3年とし再任を妨げない。

第四章 理事会

第14条 理事会は会長、副会長、理事により構成され会務を執行する。

第15条 監事は理事会に出席して質問し、意見を述べることができる。

第五章 総会

第16条 総会は全ての会員により構成され、定時総会及び臨時総会とし、次に定める事項について審議し決議する。

- 1) イ)規約の変更
ロ) 役員を選出
ハ) 予算及び決算
ニ) 会費の決定
ホ) 重要な財産の管理及び処分

ヘ) その他の重要な事項

2) 次の事項は総会に報告しなければならない。

イ) 会務及び事業の概況

ウ) その他重要事項

第17条 総会の議長はそのつど出席した会員から選出する。

第六章 委員会

第18条 本会は委員会を置く。委員会は委員をもって組織する。

第19条 委員会の設置及びその任務については理事会で定める。

第七章 名誉会長

第20条 本会に名誉会長を置くことができる。

- 1) 名誉会長は本会に尽力のあったものの中から、理事会の議決を得て、会長がこれを委嘱する。
- 2) 名誉会長は会長の諮問に答え、または役員会に出席し意見を述べる事ができる。

第八章 会計及び財務

第21条 本会の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 本会の経費は次の収入による。

- 1) 会費
- 2) 各種団体からの補助金
- 3) 各種活動による収入
- 4) 寄付金
- 5) 前年度の繰越金
- 6) その他の収入

附則 この会則は平成21年6月10日より施行する。

この会則は平成24年6月14日より施行する。